

飯島賢二の

やさしく解決！ 難問道場

第19回



株式会社 飯島綜研 代表取締役 飯島 賢二

Q 2005年度の法人税法改正で債務免除益に対する課税の軽減措置がとられたとのことですが、どのような内容でしょうか？

A

債務免除とは文字通り、債権者が債務者に対して、その債権の放棄をすることです。放棄された方は、その債権と同等の利益を得ることとなりますので、その利益（債務免除益）に対する課税が発生します。

しかし、企業再建を行うような赤字会社では、過去の欠損金があることが通常です。そのうち法人税法上、青色欠損金と災害損失金は7年間の繰越控除が適用できますので、債務免除益はこれらの欠損金と相殺され、事実上課税を免れることが実際の話と言えます。

会社更生法等の適用による再建に関してのみは、この7年分でも相殺しきれない債務免除益による益金がある場合に限り、期限切れ欠損金との相殺を認めていたのが、従前の法人税法でした。それが今回の改正では、その適用順序が逆になりました。青色欠損金と災害損失金の7年間繰越控除を適用する前に、期限切れ欠損金から先に相殺

することが認められました。更にこの軽減措置は会社更生法等の適用による債務免除益だけではなく、私財提供益、資産評価益についても、同様の扱いをすることとなりました。つまり、資産時価評価から純評価損があればまず最初に相殺し、次いで期限切れ欠損金を相殺、それでもまだ、債務免除益のほうが多い場合、青色欠損金等を相殺することとなります。これにより、青色欠損金等が残れば、他の益金との相殺が可能となり、あるいは翌年度に繰り越す事もできるようになりました。

実際は、この規定が適用できる再建事案（再建計画）が決められていて、どんな会社でもすぐ適用になるとは限らないので注意が必要です。会社更生法、商法に基づく会社整理、民事再生法等法的手続きは全て適用しますが、注目される所は、「合理的な私的整理手続き」もOKとなっている点です。詳しくは顧問税理士や税務署にお聞きください。

「これからも、ずっと中小企業の強い味方であり続けたい…」

日本経済を支えている中小企業をあらゆる面からサポートし、ご満足いただく。ここに、当社の存在価値があります。

IKG 株式会社 飯島 綜研

代表取締役社長 飯島 賢二
税理士・中小企業診断士

〒360-0024 埼玉県熊谷市問屋町2-4-18 ソシオ熊谷情報センター2F
TEL 048-528-2191 FAX 048-528-2197
IKGホームページ <http://www.ik-g.jp>

当社はISOを取得しています

